

姫島村男女共同参画基本計画

令和 6 年 3 月

姫 島 村

姫島村男女共同参画基本計画

第1章 計画策定までの経緯

1 国際社会の取り組み

国際連合では、1975年(昭和50年)を『国際婦人年』と定め、以後10年間を「国連婦人の10年」として、世界の国々へ女性の地位向上を図るための取り組みが展開されてきました。

1979年(昭和54年)の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、この条約の批准に向けて世界各国の取り組みが一層進められました。

1995年(平成7年)に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」においては、2000年までの国際的な指針となる「行動綱領」及び世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」が採択されました。

2000年(平成12年)にはニューヨークで「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005年(平成17年)にニューヨークで開催された「第49回国連婦人の地位委員会」では、「第4回世界女性会議(北京会議)」から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」について実施状況の評価・見直しを行うとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

2010年(平成22年)には「国連(北京+15)世界閣僚級会合」が開催され、「北京・行動綱領」の再確認等を行いました。

2012年(平成24年)の「第56回国連婦人の地位委員会」では、日本提案の「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議が採択されました。

2015年(平成27年)の「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」では、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

また、2016年(平成28年)に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意し、2019年(令和元年)には W20(女性に関する政策提言を G20 に向けて行う組織体)が日本で開催されるなど、世界に向けて女性の活躍に関する取り組みを発信しています。

2 国の取り組み

わが国では、1975年(昭和50年)の『国際婦人年』を契機に1977年(昭和52年)に最初の「国内行動計画」が策定されました。

その後1994年(平成6年)に男女共同参画社会の形成に関する諸施策の総合的な推進を図るため、総理府に男女共同参画室・男女共同参画推進本部が設置されました。

1996年(平成8年)、「第4回世界女性会議(1995年開催)」で採択された「行動綱領」及び男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受け、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。翌年、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、政府はこの基本計画に基づき、地方公

共団体及び国民との連携を一層深めつつ、男女共同参画社会の形成を期することとしています。

2001年(平成13年)に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」を公布・施行しました。

2003年(平成15年)、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け、女性の多様な能力を生かせるよう、さまざまな分野へのチャレンジを支援する「女性のチャレンジ支援策」が男女共同参画会議で決定されました。

2004年(平成16年)、配偶者暴力防止法を、保護命令の対象の拡大、被害者の自立支援の明確化等の観点から改正し、併せて同法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定しました。

2005年(平成17年)には「第2次男女共同参画基本計画」、2010年(平成22年)には「第3次男女共同参画基本計画」、2015年(平成27年)には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、国が2013年(平成25年)に示した「日本再興戦略」や2015年(平成27年)に示した「女性活躍加速のための重点方針2015」の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれ、2015年(平成27年)に「女性活躍推進法」が制定されました。

2018年(平成30年)には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等の措置を講じ、労働者がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できる社会の実現を目指しています。

2019年(令和元年)には、「女性活躍推進法」等が改正され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の拡大や、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設等の措置を講じるなど、女性の活躍を更に推進するとともに、ハラスメントのない社会の実現も目指しています。

3 大分県の取り組み

大分県では、世界の国の動きを受け、女性問題の担当窓口として1978年(昭和53年)4月福祉生活部の中に青少年婦人室を設置し、1980年(昭和55年)4月に青少年婦人課〔1990年(平成2年)4月女性青少年課へ名称変更〕へと改組しました。

また、庁内組織として{「大分県婦人行政企画推進会議」を〔1990年(平成2年)「大分県女性行政企画推進会議」への名称変更〕}、知事の諮問機関として{「大分県婦人問題懇話会」を〔1990年(平成2年)大分県女性に関する懇話会へ名称変更〕}を発足させ、女性行政の推進体制を整備しました。

1991年(平成3年)21世紀に向けての大分県の女性の基本指針である「おおいた女性プラン21」を策定し、根強い性別役割分担意識の解消や女性の多様な生き方を支える社会的条件の整備の推進をめざした施策を展開してきました。

2001年(平成13年)には男女共同参画社会基本法に基づき「おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年(平成14年)に「大分県男女共同参画推進条例」を公布し、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

2003年(平成15年)には「大分県消費生活・男女共同参画プラザ『アイネス』の開所、男女共同参画計画の策定や教育及び学習の充実等、具体的な施策確立・推進体制の整備をすすめてきました。

2004年(平成16年)に男女共同参画社会づくりのための意識調査を行い、男女共同参画社会を実現するには、取り組むべき課題が多く残されており、このような課題を解決し、男女ともに人権が尊重され、社会のあらゆる分野で各人の個性や能力が発揮できるよう2006年(平成18年)「おおいた男女共同参画プラン」(改訂版)を策定し、2011年(平成23年)には「第3次おおいた男女共同参画プラン」、2012年(平成24年)には「第3次大分県DV対策基本計画」が策定されました。

2015年(平成27年)には、女性活躍推進法第23条に定められた協議会としての「女性が輝くおおいた推進会議」を経済団体と連携して設置し、2016年(平成28年)には、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としても一体的に「第4次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。

さらに、2017年(平成29年)には「第4次大分県 DV 対策基本計画」を策定し、2021年(令和3年)には「第5次おおいた男女共同参画プラン」を策定するなど、社会情勢と県の実情を踏まえて、男女共同参画社会実現のための更なる取組を推進しています。

4 姫島村における取り組み

本村においても、国・県の動向にともない、総務課・住民福祉課・教育委員会が中心となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

また、2006年(平成18年)からは、婦人会とともに、男女共同参画週間中の街頭キャンペーン、女性に対する暴力をなくす運動など、男女共同参画推進のための活動を行ってきました。

しかし、男女共同参画に関する課題は、教育・啓発に限らず、幅広い対応が必要であり、これらの諸課題に対応するため、2014年(平成26年)に「姫島村男女共同参画基本計画」を策定しました。

同年には「姫島村男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関し5つの基本理念を定め、村、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

今後も計画を基に、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

第2章 計画策定の基本的考え方

1 目的

本計画は、本村の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針とします。

また、具体的施策として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調等の5つの理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に関する施策の推進方策について、庁内各課との連携のもと推進していける体制の整備もあわせて行います。

この計画に基づき、村民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における男女共同参画に関する課題について、解決に向け、総合的に取り組みます。

2 計画の基本姿勢

○ 男女共同参画社会の実現

性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。

○ 住民が主体的に取り組む組織作り

これまで行政側が一方的に事業を行ってきた方法を改めて、住民を加えた実行委員会を組織し、住民が主催し、実行する住民参画型の事業実施に努めます。

○ 固定的性別役割分担意識の解消に取り組む社会の構築

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が残っており、これに基づく制度や慣行が男女の差別や格差等を生じさせています。そこで、社会制度や慣習に起因する固定的性別役割分担意識については、村民の理解を高めて、解消に向け、取り組む社会の確立に努めます。

第3章 計画の内容

1 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

2 男女共同参画行政の確立

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、すべての職員が男女共同参画に関する認識を深め、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み込んでいくことの重要性を理解することが必要となり、男女共同参画を基調とした業務に取り組むことを一人ひとりの職員が担うことが求められています。そのためには、次の4つの社会を目指して業務を行う必要があります。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

3 男女共同参画施策の総合的な推進

行政施策の中で、性別にかかわらず誰もが平等に尊重され、自らの存在に誇りを持ち、心豊かな人生を送ることができる男女共同参画社会の実現を進める施策が男女共同参画施策です。

男女共同参画社会の実現を醸成する教育・啓発、男女共同参画の問題に関する相談、職業生活と家庭・地域生活の両立支援など様々な男女共同参画施策を総合的に進める必要があります。

本村のそれぞれの分野の業務の中に男女共同参画施策を取り込み、多種多様な男女共同参画施策が進められるよう、庁内において連携をとりながら、以下の重点課題に体系的に取り組めます。

- I 男女共同参画に関する正しい理解の促進
- II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- III 人権の尊重
- IV 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- V 生涯にわたる健康支援
- VI 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- VII 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援
- VIII あらゆる分野への男女共同参画へ向けた推進

第4章 推進体制等

1 推進体制の整備

本計画に基づく施策は、姫島村人権施策推進関係各課全庁的な取り組みを展開していきます。また、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくため、庁内連絡体制についても充実を図っていきます。

2 男女共同参画の推進

① 家庭や地域社会における男女共同参画の推進

家庭で大人が子どもの模範となれるよう、大人に対する教育・啓発の機会を多く設け、性別にとらわれない男女平等意識の普及に努めます。

② 学校や保育所における男女共同参画の推進

個人の尊厳、男女平等など男女共同参画社会づくりの理念を持った児童生徒を育成するため、学校や保育所における男女平等教育を推進します。

PTA や保育所保護者会を通じて保護者への教育・啓発に努めます。

教職員・保育士に対する研修・指導に努めます。

③ 事業所・団体における男女共同参画の推進

すべての人が職場で性別による不当な扱いを受けることない共生、協働の精神が培われるよう啓発を行います。

男女共同参画関係の啓発資料・情報の提供に努めます。

事業所・事業主に対して、男女共同参画講演会等を開催する際の積極的な参加を呼びかけます。

④ 特定職業従事者に対する男女共同参画の推進

・行政職員

計画的に研修機会を設け、全ての職員が固定的性別役割分担意識の解消の意欲を持ち、職務を通して男女共同参画を実践できる人材育成に努めます。

・医療関係職員、福祉関係職員

村診療所職員や村高齢者生活福祉センター職員に対して、男女共同参画についての研修機会の充実に努めます。

⑤ 住民団体等との連携・協力

男女共同参画社会の実現は、行政だけが担えるものではなく、また担えるものでもありません。村民と村が協力し合いながら男女共同参画の推進に努めます。

青年団、婦人会、老人クラブ等の社会教育関係団体の指導者に対して男女共同参画の必要性等についての研修会を開催します。

3 推進環境の整備

① 人材の養成と活用

各職場、各団体において指導的立場にある者が率先して男女共同参画に配慮した行動をとることが出来るように、必要な知識と実践力が得られる研修プログラムを実行します。

② 教材の整備と活用

村図書室に男女共同参画コーナーを設け、男女共同参画関係の図書や印刷物、視聴覚教材を整備し、活用に努めます。

4 相談機能の充実

本村では、それぞれの施策ごとに、DV、子育て、健康など様々な相談に対応できるよう担当課・係を設けています。

行政としては、これら担当課・係に関する情報が広く住民に周知されるよう広報に努めます。

また、これらの相談を受けることになる行政職員及び相談員の資質向上に努めるとともに、総合的な相談にも応じられる職員研修を実施します。

さらに、問題が生じた場合には解決が図られるよう大分県等の専門の相談機関と連携・協働して対応します。また、これら専門の相談機関との情報交換・情報収集に努めます。

5 ケーブルテレビ等の活用

村には独自の広報媒体として「ケーブルテレビ姫島」があり、自主放送や文字放送による広報を行うことができます。この姫島村独自の媒体を活用して、効果的な啓発・広報を行います。

6 組織

1 村行政組織における男女共同参画施策の推進体制

姫島村男女共同参画推進本部

